定款

社会福祉法人 敬生会

平成29年4月1日

社会福祉法人 敬生会定款

第 1 章 総 則

(目的)

- 第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスが その利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫すること により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会に おいて営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事 業を行う。
 - (1) 第1種社会福祉事業

軽費老人ホーム ケアハウス三輪の里の設置経営

- (2) 第2種社会福祉事業
 - (イ) 老人デイサービスセンター 三輪の里デイサービスセンターの設 置経営
 - (ロ) 老人介護支援センター 三輪の里在宅介護支援センターの設置経 営
 - (ハ) 老人居宅介護等事業の設置経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人敬生会という。

(経営の原則等)

- 第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、 効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、 その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を 図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。
 - 2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を奈良県桜井市大字慈恩寺285番地に置く。

第 2 章 評 議 員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

- 第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、 評議員選任・解任委員会において行う。
 - 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の 合計3名で構成する。
 - 3 選任候補者の推薦及び評議員の解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
 - 4 選任候補者の推薦及び評議員の解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
 - 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数 をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 評議員の選任については、社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、評議員のうちには、評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者(租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以上同じ。)の合計数が、評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

- 第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のもの に関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
 - 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は 辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議 員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員に対して、各年度の総額が 500,000 円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬

として支給することができる。

第 3 章 評 議 員 会

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第11条 評議員会は、次の事項について決議する。
 - (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 事業計画及び収支予算の承認
 - (5) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
 - (6) 予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄
 - (7) 定款の変更
 - (8) 残余財産の処分
 - (9) 基本財産の処分
 - (10) 社会福祉充実計画の承認
 - (11) 公益事業に関する重要な事項の承認
 - (12)解散
 - (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3箇月以内に1回 開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。この場合評議員会の日の3日前までに、各評議員に招集を通知する。
 - 2 評議員の全員の同意があれば、招集の手続きを省略して、評議員会を 開催することができる。
 - 3 評議員は理事長に対し、評議員会の日の4週間前までに評議員会の目

的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求すること ができる。

(決議)

- 第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除 く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
 - 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係 を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行 わなければならない。
 - (1) 理事及び監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項
 - 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに 第1項の決議を行わなければならない。
 - 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該事項について決議に加わることのできる評議員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
 - 2 評議員会には、その都度出席した評議員で互選した議長を置き、議長 及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が、前項の 議事録に署名または記名押印する。

第 4 章 役 員 及 び 職 員

(役員の定数)

第16条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事6名
- (2) 監事2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。

(役員の選任)

第17条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の資格)

- 第18条 理事の選任については、社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
 - 2 監事の選任については、社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、監事には、この法人の理事(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

- 第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、 職務を執行する。
 - 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表 し、その業務を執行する。
 - 3 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務 の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監 査報告を作成する。
 - 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法 人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第21条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最 終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 2 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事 又は監事の任期は、退任した理事又は監事の任期の満了する時までと することができる。
 - 3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期 の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するま で、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第22条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議に よって解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又これに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第23条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、 評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額 を報酬等として支給することができる。

(職員)

- 第24条 この法人に職員を置く。
 - 2 この法人の設置経営する施設の長その他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。
 - 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第 5 章 役員等の損害賠償責任の免除

(損害賠償責任の免除)

- 第25条 この法人は、社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般 社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号、以 下「一般法人法」という。)第114条第1項の規定に基づき、任務を 怠ったことによる理事又は監事(理事又は監事であった者を含む。)の 損害賠償責任を、同法第113条第1項の規定により免除することので きる額を限度として理事会の決議により免除することができる。
 - 2 この法人は、社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般 法人法第115条第1項の規定により、同項に規定する非業務執行理事 等との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締 結することができる。ただし、当該契約に基づき限定される損害賠償責 任額は同法第113条第1項で定める最低責任限度額とする。

第 6 章 理 事 会

(構成)

第26条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

- 第27条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。
 - (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

- 第28条 理事会は、理事長が招集する。
 - 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会 を招集する。
 - 3 理事会の招集通知は、理事会の日の3日前までに、各理事及び各監事 に対して発する。

(決議)

- 第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理 事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、次の事項に関 する決議は、理事総数(現在数)の3分の2以上の多数によらなければ ならない。
 - (1) 事業計画及び収支予算の承認
 - (2) 基本財産の処分
 - (3) 予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄
 - (4) 公益事業に関する重要事項の承認
 - (5) 保有する株式に係る議決権の行使
 - 2 前項の規定にかかわらず、当該事項について議決に加わることのできる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその当該提案に異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成

する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。 ただし、理事長が出席しなかったときには、出席した理事と監事の全員 が署名または記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(資産の区分)

- 第31条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業 用財産の3種とする。
 - 2 基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。
 - 3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
 - 4 公益事業用財産は、第39条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
 - 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

- 第32条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会の同意 及び評議員会の承認を得て、桜井市長の承認を得なければならない。た だし、次の各号に掲げる場合には、桜井市長の承認は必要としない。
 - 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
 - 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

- 第33条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
 - 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
 - 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合について は、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

- 第34条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎会計年度開始の日 の前日までに、理事長が作成し、理事会の同意及び評議員会の承認を受 けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
 - 2 前項の書類については、主たる事務所に当該会計年度が終了するまで の間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長 が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けな ければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書) の附属明細書
 - (6) 財産目録
 - 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号の 書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその 内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監查報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第36条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第37条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるものの ほか、理事会において定める経理規定により処理する。

(臨機の措置)

第38条 予算をもって定めるもののほかに、新たに義務の負担をし、又は権利 の放棄をしようとするときは、理事会の同意及び評議員会の承認を得な ければならない。

第 8 章 公益を目的とする事業

(種別)

- 第39条 この法人は社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳 を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう 支援することなどを目的として、次の事業を行う。
 - (1) 居宅介護支援事業
 - (2) 第1号通所事業
 - (3) 第1号介護予防支援事業
 - 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事会の同意及び評議員 会の承認を得なければならない。

第 9 章 解 散

(解散)

第40条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号 までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 解散(合併又は破産による解散を除く。) した場合における残余財産 は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学 校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第 10 章 定款の変更

(定款の変更)

- 第42条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て桜井市長の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。
 - 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅

滞なくその旨を桜井市長に届け出なければならない。

第 11 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、社会福祉法人敬生会の掲示板に掲示するとともに、 官報、新聞、又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第44条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

 理事長
 小鍛冶
 光

 理事
 中野
 常男

 ル田
 栄三郎

 川
 人倉
 萬之助

 ボ
 大下
 義宏

 中野
 利一

 監事
 田守
 靖男

 の
 俊丈

別表

· 土地 奈良県桜井市大字慈恩寺所在

(地	番)	(地	目)	(地	積)
28	5番1	笔	已地	2,894	.20 m²
28	6	笔	已地	409	9.91 m²
26	8	杂	達種地	108	$5 m^2$
6 9	6番1	Ц	」林	7,336	m^2
2 7	7番1	杂	達種地	5 4	$1 m^2$
2 7	0番1	杂	達種地	75	$5 m^2$
2 7	8	笔	已地	2,866	6.07 m^2
2 0 1	7	宅	已地	55	$5.12~\mathrm{m}^2$
2 0 1	8	宅	已地	50	m^2
2 6	6番1	杂	推種地	S	9.91 m²
2 6	6番7	杂	推種地	30	m^2
2 6	9番2	杂	推種地	170	m^2
2 7	1番2	杂	推種地	20	m^2
2 7	5番2	杂	推種地	25	$5 m^2$
2 7	6番2	杂	推種地	S	0.13 m^2
(計15筆)				(14.1	09.34 m²)

• 建物

奈良県桜井市大字慈恩寺 2 8 5 番地、 2 7 8 番地、 6 9 6 番地、 2 0 1 7 番地所在 家屋番号 2 8 5 鉄筋コンクリート造陸屋根・瓦葺 3 階建 床面積 1 階 1,673.33 ㎡、2 階 1,428.26 ㎡、3 階 1,483.36 ㎡ (計 4,584.95 ㎡)

社会福祉法人敬生会 定款細則

(日常の業務)

- 第1条 定款第27条第1項ただし書に定める理事長が専決できる日常の業務は、次に掲げる事項を細則として定める。
 - 1.「施設長の任免その他重要な人事」を除く従業員の任免
 - 2. 従業員の日常の労務管理、福利厚生に関すること
 - 3. 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
 - 4. 設備資金の借り入れに係る契約であって予算の範囲内のもの
 - 5. 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のもの
 - ア 1件160万円未満の日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の 購入
 - イ 1件250万円未満の設備整備の保守管理、物品の修理等
 - ウ 緊急を要する物品の購入等
 - 6. 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

- 7. 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄 ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。
- 8. 予算上の予備費の支出
- 9. ご利用者の日常の生活支援に関すること
- 10. ご利用者の預かり金等の日常の管理に関すること
- 11. 寄付金の受け入れに関する決定 ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

附則:この定款細則は、平成21年4月10日から施行する。 この定款細則は、平成29年4月1日から施行する。